

あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

令和3年4月1日改正

【表1】

（単位：円）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）※	
		保育標準時間 （半額）	保育短時間 （半額）
第1階層	生活保護法による被保護者世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が非課税の世帯	0	0
第3階層	第1階層を除き、当該年度分の区市町村民税が均等割額のみ課税の世帯	3,900 (1,950)	3,700 (1,850)
第4階層	第1階層及び第3階層を除き、当該年度分の区市町村民税の所得割額が右記の区分に該当する世帯	5,000円未満	4,600 (2,300)
第5階層		5,000円以上 24,300円未満	5,200 (2,600)
第6階層		24,300円以上 32,600円未満	6,100 (3,050)
第7階層		32,600円以上 40,900円未満	7,200 (3,600)
第8階層		40,900円以上 48,600円未満	8,200 (4,100)
第9階層		48,600円以上 57,200円未満	9,700 (4,850)
第10階層		57,200円以上 64,700円未満	11,600 (5,800)
第11階層		64,700円以上 71,300円未満	12,600 (6,300)
第12階層		71,300円以上 77,800円未満	14,100 (7,050)
第13階層		77,800円以上 84,300円未満	16,200 (8,100)
第14階層		84,300円以上 91,300円未満	19,700 (9,850)
第15階層		91,300円以上 103,000円未満	22,800 (11,400)
第16階層		103,000円以上 115,700円未満	25,900 (12,950)
第17階層		115,700円以上 134,300円未満	27,900 (13,950)
第18階層		134,300円以上 153,300円未満	29,600 (14,800)
第19階層		153,300円以上 173,300円未満	31,400 (15,700)
第20階層		173,300円以上 213,600円未満	34,200 (17,100)
第21階層		213,600円以上 253,900円未満	35,900 (17,950)
第22階層		253,900円以上 314,800円未満	37,400 (18,700)
第23階層		314,800円以上 385,600円未満	40,300 (20,150)
第24階層	385,600円以上	43,300 (21,650)	

※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢(クラス年齢)により決定します。

あきる野市利用者負担額表（3歳未満児）

【備考】

表1のうち、第3階層から第11階層までの階層又は第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の所得割額が77,101円未満の世帯で教育・保育給付認定保護者の属する世帯が、次に掲げる世帯の場合における、利用者負担額は、表2のとおりとする。この場合において、同一生計者のうち第2子以降の利用者負担額は0円とする。

- (1) 「母子家庭等の世帯」・・・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯。
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号)の規定に基づき療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定に基づく特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づく国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法の規定に基づく要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

【表2】

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の 属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）※	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	1,800	1,710
第4階層	2,120	2,010
第5階層	2,400	2,280
第6階層	2,820	2,680
第7階層	3,320	3,150
第8階層	3,780	3,590
第9階層	3,780	3,590
第10階層	3,780	3,590
第11階層	3,780	3,590
第12階層のうち当該年度分の区市町村民税の 所得割額が77,101円未満の世帯	3,780	3,590

※利用者負担額は、4月1日時点のお子様の年齢(クラス年齢)により決定します。